

令和4年7月29日開催

令和4年度  
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月29日(木曜日)  
午前9時30分～午前10時12分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第12号 農地転用事実確認願について

(4) 議事

議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第22号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第25号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

26番 笹川 勇雄 1番 山浦 博

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第4回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号26番 笹川 勇雄 委員及び</p> <p>議席番号1番 山浦 博 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第11号から第12号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号23番 吉田字上樋ノ口の田、1筆、297㎡、賃借人からの申し入れに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号24番 吉田字上樋ノ口の田、1筆、495㎡、賃借人からの申し入れに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号25番 吉田字上樋ノ口の田、1筆、495㎡、賃借人からの申し入れに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号26番 中島字下表の田、計14筆、1,800㎡、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号27番 米納津の田、計4筆、13,777㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号28番 灰方の田、1筆、565㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号29番 野中才字浦田の田、1筆、297㎡、賃借人からの申し入れに伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>次に、会長報告第 12 号「農地転用事実確認願について」であります。受付番号 2 番 分水新町一丁目の田、計 2 筆、478 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 2 号、令和 4 年 6 月 13 日であります。</p> <p>受付番号 3 番 水道町三丁目の田、1 筆、101 m<sup>2</sup>、転用目的は資材倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 3 号、令和 4 年 6 月 20 日であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 19 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 19 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 小高字内畑の田他、計 10 筆、面積 4,016 m<sup>2</sup>についてであります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。これは全て、申請者自らが耕作をおこなっているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 7 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>7 月 21 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、委員 13 名による審査の結果「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

	<p>とおりに「証明」をする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「証明」をする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号8番 大曲字川原の畑、1筆、1,324㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は議案資料の2頁をご覧ください。</p> <p>受付番号9番 新長字中原の田、1筆、339㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は同じく議案資料の2頁をご覧ください。</p> <p>受付番号10番 吉田西太田字札木の畑、1筆、109㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号11番 杉名字杉名の田畑、計15筆、10,446㎡、契約内容は贈与。位置図は同じく議案資料の3頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 8 番 吉田東栄町の畑、計 2 筆、202 m <sup>2</sup> 、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、計画者が亡くなり計画が断念され、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 9 番 吉田旭町四丁目の田、1 筆、171 m <sup>2</sup> 、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、計画者が亡くなり計画が断念され、承継者が宅地造成（1 区画）に変更するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 10 番 小高字外山田の田、1 筆、257 m <sup>2</sup> 、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 11 番 大曲字曾根の田、1 筆、708 m <sup>2</sup> 、当初計画は集合住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、貸駐車場（22 台）に計画に変更するものです。位置図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。 なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。
事務局	受付番号 12 番 井土巻五丁目の畑、1 筆、444 m <sup>2</sup> 、当初計画者は駐車場（10 台）を建設する計画でしたが、承継者より相談を受け、貸事務所及び駐車場（6 台）を建設する計画に変更するものです。位置図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 13 番 杉名字杉名の田畑他、計 4 筆、2,955 m <sup>2</sup> 、当初計画

事務局	<p>は倉庫、事務所、駐車場（18台）を建設する計画でしたが、隣接する土地を購入し一体利用する計画に変更するものです。位置図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>受付番号14番 吉田西太田字札木の田、計10筆、18,406㎡、卸売市場造成用土砂置場として令和4年12月31日まで一時転用をする計画でしたが、一時転用の目的が概ね達成される見込みとなったことから、一時転用の期間を令和4年8月21日までに変更するものです。位置図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。</p> <p>また、転用面積が3,000㎡以上の案件について、現地で事務局の説明を受けました。</p> <p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請7件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 小関字野中の田、計4筆、3,932㎡、転用目的は、配</p>



	<p>送センター、令和5年3月31日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地に配送センターの建設が予定されており、土地を造成するものであります。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、受付番号3番の3,000㎡以上の転用案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可相当」とする事でご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可相当」とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第4条の案件について、転用面積が3,000㎡以上の案件のため、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議長	<p>次に議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号32番 八王寺字前新畑の田、計2筆、280㎡、転用目的は駐車場(4台)、契約内容は売買、令和4年10月19日</p>

	<p>完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>自宅の駐車場不足を解消するため当該地を購入し、駐車場（4 台分）として転用するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 33 番 小池字前田の畑、計 2 筆、42 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買、令和 4 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>来客用の駐車場不足を解消するため、当該地を宅地の一角として購入し、駐車スペースとして転用するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 34 番 花見字富永割の畑、計 2 筆、194 m<sup>2</sup>、転用目的は建売住宅（1 棟）、契約内容は売買、令和 4 年 12 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 24～25 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し建売住宅を建築するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 35 番 花見字富永割の畑、1 筆、214 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 12 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 26～27 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 36 番 吉田東栄町の畑、計 2 筆、202 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、</p>

事務局	<p>契約内容は売買、令和5年1月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料4～5頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号8番で説明した案件であります。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号37番 吉田旭町四丁目の田、1筆、171㎡、転用目的は宅地造成(1区画)、契約内容は売買、令和4年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号9番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し宅地造成するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号38番 小高字外山田の田、1筆、257㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号10番で説明した案件であります。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号39番 小牧字前畑の畑、1筆、126㎡、転用目的は住宅、契約内容は贈与、令和5年2月15日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料28～29頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、親族の農地を譲り受け、住宅を建築するものであります。申請地</p>

事務局	<p>は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 40 番 松橋字南の田、計 2 筆、2,022 m<sup>2</sup>、転用目的は工場及び駐車場（14 台）、契約内容は売買、令和 5 年 7 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 30～31 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大に伴い、工場の建築及び露天駐車場（14 台）を増設するものであります。申請地は、農振除外を受けた農振白地の農地であるが、500m以内に燕中等教育学校や内科医があり、全面道路に水道・下水道管が整備されていることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 41 番 井土巻五丁目の畑、1 筆、444 m<sup>2</sup>、転用目的は貸事務所及び駐車場（6 台）、契約内容は賃貸借、令和 4 年 12 月 25 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 12 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大に伴い、貸事務所の建築及び駐車場（6 台）を増設するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 42 番 杉柳字杉柳の田畑他、計 7 筆、1,964 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫及び事務所、契約内容は売買、令和 6 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 13 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大に伴い、倉庫および事務所を建設するものであります。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 43 番 吉田西太田字札木の田、計 10 筆、18,406 m<sup>2</sup>、転用目的は商業施設用地、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 14 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大に伴い、商業施設を建設するものであります。申請地は、第二種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の案件について、現地で事務局の説明を受けました。</p> <p>審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 12 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第 5 条の許可について、転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第 24 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 24 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p>

事務局	<p>受付番号6番 長辰字長崎の田、1筆、270㎡、移転時期は令和4年8月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年8月31日。位置図は議案資料32頁をご覧ください。</p> <p>受付番号7番 国上字長辰の田、1筆、632㎡、移転時期は令和4年8月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年8月31日。位置図は同じく議案資料32頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第25号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第25号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>それでは、10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号65番 米納津の田、計4筆、13,777㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和14年11月30日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>

事務局	<p>次に、配分計画であります。10年の配分計画であります。こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。受付番号30番 米納津の田、計4筆、13,777㎡、設定期間は令和14年11月30日までの10年であります。以下、お読みとってください。</p>
事務局	<p>なお、集積計画、配分計画共に委員の関係する案件はありませんでした。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画2件、配分計画2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり「決定」とする事、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第24号、議案25号の案件につきましては、<u>8月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第4回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前10時12分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月29日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 笹川勇雄

---

議事録署名委員 山浦博

---